

指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
宗像雅文	米子市旗ヶ崎三区八三〇	鳥医 第一五七三号	昭和四十六年二月二十三日
井上 淳	松江市上乃木町 三〇二一	鳥医 第一五七四号	"
谷田 理	米子市富士見町一二二 桑名方	鳥医 第一五七五号	"

鳥取県告示第百八十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
上原 薬局	日野郡江府町大字江尾 一八六七の一	昭和四十六年二月十五日
浜田産婦人科医院	米子市東福原五八四の三	" 三月 一日

鳥取県告示第百八十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
三代齒科医院 北条分院	東伯郡北条町弓原	全国	昭和四十五年八月一日
安藤 齒科医院	日野郡日野町黒坂 一三九〇	"(岡山県は申出済)	"
桑名 "	倉吉市宮川町一七七	"	"
山口 "	米子市錦町三丁目九〇	全国	十月一日
鳥取県西部医師会 休日急患診療所	" 加茂町一丁目一	"	昭和四十六年二月一日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一七	"	"
上原 薬局	日野郡江府町大字江尾	"	十五日
浜田産婦人科医院	米子市東福原五八四の三	"	三月一日

鳥取県告示第百八十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十六年二月二十日	勝 部 診 療 所	気高郡青谷町紙屋六一四

鳥取県告示第九十号

昭和四十六年二月十日付で三朝町長から申請のあつた土地改良（今泉地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十一号

昭和四十六年二月二十三日付で三朝町長から申請のあつた土地改良（本泉地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

昭和四十五年七月二十九日付で青谷町長から申請のあつた土地改良（尾峰地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出ること。

鳥取県告示第九十三号

昭和四十五年六月八日付で青谷町長から申請のあった土地改良（池谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

昭和四十五年十月二日付で気高町長から申請のあった土地改良（陸逢地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十五号

昭和四十六年一月二十七日付で江府町長から申請のあつた土地改良(洲河崎地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十六号

昭和四十六年一月二十七日付で江府町長から申請のあつた土地改良(俣野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

昭和四十六年一月二十七日付で江府町長から申請のあつた土地改良(武庫地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出ること。

鳥取県告示第九十八号

昭和四十五年十二月三日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（金沢地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

昭和四十五年十二月三日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（北村地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

て準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百号

昭和四十五年十一月二日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（東桂見地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百一號

昭和四十五年十一月二日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(福井地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二號

昭和四十五年十二月三日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(上味野地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三號

昭和四十五年十二月三日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(貫露地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四号

昭和四十五年十二月三日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(伏野地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五号

昭和四十六年一月二十日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良(大平地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六号

昭和四十六年二月三日付で中山町長から申請のあつた土地改良(羽田井地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項に

において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七号

昭和四十五年六月八日付で曾谷町長から申請のあつた土地改良(白髪山地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年三月十日から二十日間

縦覧に供する場所
曾谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十四条第一項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 組合の名称

米子市旗ヶ崎土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和四十六年三月九日から昭和四十七年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市旗ヶ崎の一部

四 事務所の所在地

米子市中町二十番地

(米子市建設部都市計画課内)

五 設立認可の年月日

昭和四十六年三月五日

六 事業年度

昭和四十五年度及び昭和四十七年度
七 公告の方法

この組合の公告は、事務所の掲示場所及びこの組合の地区内で理事長
が指定する場所に掲示して行なう。

鳥取県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、
都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項におい
て準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業境港下水道

三 事業施行期間

昭和四十一年十一月十日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

境港市昭和町、岬町、上道町字瀬向、字小川尻、字木川尻、字湯郷
居、字勝負住山、字大蛇郷、字川底、字中鴻河及び字中頭無地内

鳥取県告示第二百十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、次
のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により

告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十六年三月一日

二 免許を受けた者の所在地及び名称

米子市昭和町二五十一

三 協業組合 美保土木

三 埋立ての場所及び面積

西伯郡西伯町大字西町八六六番地

一四七・六二平方メートル

四 埋立ての目的

宅地造成のため

五 埋立てに関する工事の期限

昭和四十六年五月一日

鳥取県告示第二百十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定に
よる申請に基づき、次のとおり昭和四十六年三月一日道路の位置を指定し
たので同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市末広温泉町七二三 株式会社 鳥取農協共済 福祉事業団 代表取締役 舟越為佐男	米子市皆生字丸池三五三ノ一の一部 三六二ノ一 三五三ノ一地先農道 三六二ノ一 字林田三九八ノ二の一部 三九八ノ四 四二七の一部 四三三ノ一 四三三ノ二 四三八ノ一の一部 四三八ノ二 三九八ノ二地先農道 四二七 四三八ノ一 三九八ノ二地先水路 四三三ノ一	幅員 五・〇〇メートル 〇・一六メートル 〇・〇〇メートル 〇・〇〇メートル 延長 六五〇・七八メートル

鳥取県告示第二百十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき昭和四十四年九月四日指定した道路の位置の一部を次のとおり変更したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 一 朗

申請人の住所及び氏名	変 更 前	変 更 後
鳥取市片原一丁目一〇七 有限会社 湖南開発 代表取締役 森岡 吉野	鳥取市里仁字渡り上り 三〇ノ一 三〇ノ一 三〇ノ一地先農道 三〇ノ一地先水路 徳尾字西五反田ノ二	鳥取市里仁字渡り上り 三〇ノ一 三〇ノ一 三〇ノ一地先農道 三〇ノ一地先水路 四二〇ノ一四 四二〇ノ一五の一部 四二〇ノ一八

鳥取県告示第二百十三号

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号（鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 一 朗

「株式会社山陰合同銀行上井支店 倉吉市上井」を「株式会社山陰合同銀行上井支店 倉吉市上井町二丁目」に改める。

鳥取県告示第二百十四号

上地区画整理事業に係る倉吉都市計画を次のとおり決定することについて、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、

告示する。

昭和四十六年三月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

土地区画整理事業

二 都市計画を定める土地の区域

倉吉市門谷、米田町、駄経寺町、下山中、昭和町及び巖城

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和四十六年三月九日から昭和四十六年三月二十二日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年三月九日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一 日時 昭和四十六年三月十二日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和四十六年度施策要綱について

(2) その他

公 告

昭和46年2月20日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和46年3月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岸本 豊、西谷 清志、宮前 和憲、日笠 浩二

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】